The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	文学にみる〈外地〉の位相 ―1940年代の〈台湾〉を中心に―
Author(s)	鄭, 卉芸
Citation	大阪大学, 2018, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/69682
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

様式３

論　文　内　容　の　要　旨

氏　名　（　鄭 卉 芸　）	
論文題名	文学にみる〈外地〉の位相 ―1940年代の〈台湾〉を中心に―

論文内容の要旨

本論は、人々が生きる〈外地〉の世界がどのようなものであったか、個人の体験や経験が植民地や家父長制というコンテクストとどのように切り結び、その状況を生き抜こうとしていたのかを、一九四〇年代五つの文学作品に現れた人々が紡ぐ関係の様態を細かに捉えていくことを通じて分析・考察しようと試みたものである。その目的は、性急に個々人を植民地主義の二項対立的な枠組みに押し付けてしまうことなく、〈外地〉にある人々の間の齟齬、ズレ、複雑な権力関係などから〈外地〉文学の厚みを見出すことにある。

戦後長い間人々に忘れられた〈外地〉という言葉が文学において再び注目を集めるようになったきっかけは、一九九六年に新宿書房から『〈外地〉の日本語文学選』(全三巻)が刊行されたことだといわれている。同選集によると、〈外地〉とは、「第二次世界大戦敗戦にいたるまで、日本国家が〝本土〟の外に出て領土拡大をはかった諸国・地域をさ」すものである。これは、一番普及している、 地理的概念に基づく〈外地〉認識であるといえよう。ところが、戦前法令上の用語としても採用された〈外地〉は、単に〈地域〉を意味するものではなく、〈内地〉＝日本と異なる法体系に属する〈法域〉を指すものであった。日本の法秩序と相容れない〈旧慣〉が存在していたことが、植民地が〈外地〉とされるようになった所以である。〈内〉対〈外〉＝宗主国対植民地＝支配対被支配という図式は長年型にはまった植民地認識を生み出し、文学研究においても一面的な読みを醸成してきた。しかし、実は〈法域論〉の〈外地〉認識には、〈地域〉や〈法域〉のみならず、〈人域〉も含まれていて、〈外地〉に向けられた眼差しを改め、〈外地〉文学と向き合う契機が内包されているように思える。というのは、戦前の日本帝国において、属人的法律と属地的法律が錯綜していたため、〈外地〉というのは〈法域〉と〈地域〉の他に、〈人域〉でもあって、三者は必ずしも一致しないのだ。すでに述べたように、〈内地〉と〈外地〉の画定は法律の適用範囲に由来している。 その中で、特に〈人域〉の区分に関係していたのは、日本戸籍法の適用の有無であった。戦前の日本においては、戸籍法の制定が統一的に行われなかったため、〈日本国民〉の中で〈内地〉籍と〈外地〉籍の標識をもって〈内地人〉と〈外地人〉の区別ができ、その身分に基づいて法的には異なる取り扱いを受ける。たとえば、兵役義務が原則として〈内地人〉にのみ課せられることや、外地在勤の官吏に与えられる加俸と退官後の恩給における加算を受ける資格が〈内地人〉のみに認められることなどが挙げられる。また一方で、〈外地〉在住者であれば、民族を問わず適用/不適用となる法規も存在していた。一例を挙げると、台湾では衆議院議員選挙法が未施行であったため、在台〈内地人〉を含め、台湾に住む人々は国政参政権を有さなかった。

こういった〈外地〉認識に基づき、本論は〈地域〉の〈外地〉に基づいて台湾の文学作品を選別し、〈法域〉の〈外地〉の変動に目を配りつつ、それらの制約と相互影響し合う中で人々が生きる〈外地〉の位相を取り上げることにより、植民地主義の二項対立的な枠組みにとらわれた〈外地〉の文学の読解を突破することを目指す。取り上げる作品はテキストの読みが最も硬直化した〈皇民化期〉の作品である。一九四〇年代の台湾文壇の状況を要約すると、在台日本人二世作家の参入と台湾における〈慣習〉の活写という特徴を挙げられる。そうした作家及び作品の特徴を顧みれば、作品を考察する際にそこから浮上した在台日本人及び〈慣習〉と位置付けられた人々の植民地的営為もまた研究視野に入れるべきである。しかし、これまで彼ら彼女らの〈外地〉での生活体験はあまり検討されてこなかった。〈慣習〉に関していえば、実は、1990年代から、台湾の法学者王泰升は既に植民地支配側が台湾の〈旧慣〉に基づき定めた身分法の内なる〈日本〉に注目し、〈旧慣〉の改造に関する一連の研究蓄積を出しているが 、文学作品の分析においては参照されていない。

以上の問題意識に基づき、本論は〈慣習〉、在台日本人、〈外地〉の法制などのキーワードを鍵とし、五つの作品分析を行う。作品の選別に当たって、これまでよく論じられてきた、一九四〇年代を代表する作品と、あまり言及されていない作品を選んだ。その前者に新たな側面を見出すこと、その後者について作品紹介も兼ねて本格的に考察することを目的とする。本論の構成は、序文及び第一章～第五章、跋文の全部で７つの章立てがなされている。本論で

は作品分析がその中心的なアプローチ方法であるが、必要に応じて『台湾日日新報』、『民俗台湾』、『台法月報』、『台湾私法』などの資料を使い、法的、社会的背景も視野に入れ、読解の深化をはかる。以下、第一章からの内容について簡単に触れておく。

第一章「『城門』――〈新秩序〉の中で ――」では、〈新女性〉を代表する一人の台湾人女学生のなやみを通して、〈外地〉に敷かれた〈新秩序〉を確認する。第二章で注目する妻と査某嫺(下女)、第三章で取り上げる〈妾〉、第四章で考察する〈葬儀〉の描写、第五章で触れる植民地の言語使用を網羅している作品なので、本章は本論の概論的位置を占める。

第二章「『財子寿』――変わった家――」では、保甲制度と戸籍登録の浸透との不可分な関係に着目し、「六角第三保々正事務所」という部屋から、作中に現れた〈台湾の伝統的な家〉と思われる「福寿堂」という〈厝〉の空間の変化、戸籍によって再編された〈家〉のあり方を詳細に考察することによって、従来自明視されてきた〈台湾の伝統的な家〉の内実を明らかにする。

第三章「『陳夫人』――家出した〈妾〉――」では、台湾の〈旧慣〉として、その存続が容認された妾に対して、植民地政府側は法制上どのような管理体制を用意していたのかに着目し、植民地時期の台湾において、妾もなお合法的な〈陳夫人〉になることに焦点を当て、作品に新たな側面を見出す。

第四章「『鄭一家』――新旧対立からはみ出したもの――」では、1940 年代の作品に 頻繁に描かれた〈民俗〉＝葬儀を注目し、鄭家の前当主の葬儀の裏にある、新旧の対立からはみ出した鄭家の人々の身のこなしを読み取る。作品の背後から覆い被さる〈皇民化運動〉の中で、人々が直面せざるを得ない、皇民か否かという詰難に対して「鄭一家」が提示した答えを探る。

第五章「『南方の言葉』――内台融合の〈和声〉――」では、内地から外地へ渡って果たした異色な共婚を考察する。作品のヒロインは〈内地人〉でありながら、女性、離婚経験者、妻という様々な周縁的なポジションに属する。〈内地〉と〈外地〉の法制連絡に纏わる〈共婚問題〉を背景にしながらも、内、外という図式だけでは捉えきれない〈内台共婚者〉の生活をたどる。

これらの作品を分析する際に、作家論的立場からの考察を排除しようとし、登場人物を生身の人間として扱い、彼ら彼女が生きた〈外地〉の生活に焦点を当て、先行研究で看過されてきた、それらの作品が含み持つ色々な側面を照らし出すことが、本論のねらいである。

様式 7

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏　名　（　鄭　卉　芸　）	
論文審査担当者	（職）　氏　名 主 査　大阪大学　教授　杉原　達 副 査　大阪大学　教授　平田　由美 副 査　大阪大学　准教授　安岡　健一

論文審査の結果の要旨

以下、本文別紙

様式 7 別紙

論文内容の要旨及び論文審査の結果の要旨

論文題目：　文学にみる〈外地〉の位相―1940 年代の〈台湾〉を中心に―

学位申請者　　鄭　卉　芸

論文審査担当者

主査　大阪大学教授　　杉原　達

副査　大阪大学教授　　平田　由美

副査　大阪大学准教授　　安岡　健一

【論文内容の要旨】

本研究は、植民地や家父長制などに重層的に規定された「外地」に暮らした人びとが、どのような経験を生きていたのかについて、1940 年代の台湾において日本語で書かれた 5 つの文学作品を通して分析したものである。序では、「外地」という概念を、《地域》、《法域》、《人域》の 3 つの領域に分節化し、それら三者のズレの中に論じられるべき問題を見出す。その目的は、植民地主義にまつわる二項対立的な枠組みでは捉え切れない人びとの実際の生活のあり方に立ち返り、人びとの経験を捉え直すことによって、「外地」の文学が内包する未開拓の多様な可能性を展望するところにある。

新垣宏一「城門」を論じた第 1 章では、台湾人女学生の「私」が日本人教員に宛てた手紙を読み解く形で論を進める。妻と下女との関係、畜妾に対する父親の姿勢、妾の複雑な地位、旧慣の典型とされる葬送儀礼、宗主国言語と植民地言語、植民地内部の方言の問題などを通じて、前近代的とされる植民地的習慣と日本によってもたらされた新しい秩序の重畳的関係を、「新女性」の一員である主人公の視点から問う。これらの論点は、第 2 章以下の各章の主題と分析に繋がり、各章が互いに呼応しながら問題群の複雑な所在を照明する本論文の構成が示される。

呂赫若「財子寿」を論じた第 2 章では、「福寿堂」と呼ばれる大きな「家」そのものとそこに住む女性たちへの抑圧の具体的なあり方の両面から作品が分析される。著者は、地域の戸籍事務を取り扱う保正事務所が屋敷の一角を占めていることに注意を促し、戸籍制度の浸透によって台湾の旧慣と日本の家概念が交錯する姿、たとえば分家の際の相続方法に台湾と日本の両方の方式が混在しているさまとその意味を読み解いていく。この家の下女は、同居人というニュートラルな名目で女児売買の慣習を隠蔽した身分であり、そこに台湾の旧慣と戸籍制度の共犯関係をみる。台湾の封建的家族における女性の悲哀を描いたという従来の解釈を超えて、住まいとしての伝統的な家と女性を取り巻く植民地近代の内実を問うている。

第 3 章では、「内台共婚」の夫婦と親子の関係を軸にした庄司総一「陳夫人」に描かれた陳家の妾たちの存在を注視する。1920 年代の台湾総督府評議会における官僚、在台日本人、台湾知識人たちによる議論、また植民地法院の主張の検討を通じて、妾は一方的に束縛された存在であるだけでなく、その束縛に抗する提訴の権利をもつ能動的な存在でもあり得たことを明らかにする。こうした法的社会的背景の中に小説「陳夫人」を位置づけることで、父系血統制に起因する妾と庶子に対する差別、妾に関わる階級とジェンダーの問題、「蕃人」という更なる

《外部》の存在が浮き彫りにされ、「外地」に生きる女性たちの重層的で多様な生が剔出される。

第 4 章では、四世代にわたる家族史である坂口樗子「鄭一家」の中で、とりわけ 1940 年代の台湾文壇でよく描かれた民俗の一つである葬儀に着目する。日台の混血を含む多様な登場人物の心情を精密に読み解くことによって、台湾式の葬儀を「陋習」とみなす思考枠組みからこぼれ落ち、はみ出してくる領域があぶり出される。葬儀を内地式（新式）にするか台湾式（旧式）にするかをめぐる一族の紛糾を当事者たちそれぞれの内面におけるさまざまな動揺と難渋の中で進行してゆくさまとして捉え直し、従来の図式的な二項対立による把握の限界が示される。

真杉静枝「南方の言葉」を取り上げた第 5 章では、離婚した日本人女性が台湾で偶然に知り合った労働者と共婚するという珍しい設定の中に語られた人間関係を丁寧に分析する。そこには男の声、女の声、エリートの声、労働者の声、日本語、台湾語、標準語、方言など種々の位相や差異から生じた複合的、多声的な響きがあることを示す。とくに主人公が自身の正体を覆い隠し、台湾人女性として振る舞うことの意味を検討し、「外地」における言語使用を、植民者としてでなく生活者として台湾に生きようとする選択でもあり得たことを指摘する。

跋では、本論文の内容と成果を概括するとともに、今後の課題を整理する。

【論文審査の結果の要旨】

以上の内容をもつ本論文の特徴の第一は、皇民化運動に対する抵抗か屈服かという対極的な価値評価による作家・作品研究の傾向を批判し、この運動の絶頂期にあたる 1940 年代前半においても、諸作品の中には多彩な要素が胚胎していたのであり、新たな読解の可能性があることを、個別事例に即して積み上げた点にある。テクストに焦点化した内在的分析に注力しつつ、同時に同時代の法制度や政治・社会状況にも目配りをして、狭義の文学研究を超える領域に踏み出そうとする姿勢が、この積み上げを可能とした。『台湾日日新報』に掲載された身の上相談欄や「内台共婚」の体験談、台湾知識人の主張や植民地官僚の論文などの詳細な検討は、本研究を下支えするものとなっている。

第二は、さまざまな分野の資史料の博捜と読み込みが、作品に描かれた人物たちに血肉を与え、とりわけ戦前の在台日本人の姿や、「陋習」とみなされた台湾の人びとの経験が、単に多彩であるだけでなく、可変的、流動的なものでもあったことを開示した点である。それじたいは虚構の日常的出来事や経験を植民地の現実に即して読み解き積み上げていくことで、植民地に生きた人びとの意識の内に、「内地」対「外地」、新対旧、近代対伝統といった常識的で硬直した枠組みには収まり切れない部分があることを明らかにしたといえよう。本論文が取り上げた諸作品の作者の属性は複数のジェンダー、ナショナリティ、エスニシティにまたがり、顕著な多様性と個別性を持つ。その結果、各章で具体的に分析した諸問題が、実は一枚岩として想像された「日本」の多様性を逆照射するような論点を形成し、その再考へと繋がっていく視座を読者に与える。この点は、著者によって必ずしも明示されてはいないが、本論文の記述全体が「外地―内地」を有機的に連関させてダイナミックに捉える可能性を持つものとして評価に値する。

とはいえ、いくつかの問題点も存在している。まず本論文を貫く方法論についてのより意識的で明確な記述が求められる。「外地」という概念について言えば、とくにそれが「内地」を立ち上げるための空間として機能したことをテクストの読解に即して掘り下げた上で、《地域》、《法域》、《人域》という分節化の妥当性を証することが要請されるであろう。さらに比較植民地研究が進む中で、他の「外地」との比較についても、独自の積極的な展望が期待される。しかしこれらの点は、すべて本研究を起点とする展開的研究の射程内にあり、今後の課題として期待に応えうるものと考えられる。以上のことから、本論文を博士（文学）の学位にふさわしいものと認定する。